

特定非営利活動法人 住宅地盤診断センター 協賛会員申込案内

特定非営利活動法人住宅地盤診断センター（以下当団体）が運営する地盤保証案件に於いて、地盤補強工事の施工をおこなっていただく場合は、当団体への登録をお願いしております。

【協賛会員ご加入の目的】

当団体は損害保険会社と保険契約を締結していますが、地盤補強工事会社様は被保険者に含まれません。不同沈下事故（当団体の規定で 5/1000 以上の傾きを言う）が発生したとき、地盤補強工事会社様の施工責任を問われる場合があります。

当団体協賛会員にご加入いただく目的は、地盤補強工事会社様を被保険者としてお取り扱いすることです。尚、登録料、年会費は一切必要ありません。

【協賛会会員規則】

1. 地盤改良工事施工前

- 地盤改良工事発注者は、当団体または建築業者等になります
- 地盤補強工事工法は、別紙の中から施工可能な工法を選定してください
- 地盤補強工事施工前に補強工事計画書並びに設計計算書、施工計画図面を下記注意事項に従って作成し、当団体に提出してください
- *各補強工事注意事項
 - ・杭長については、別途必要な地盤調査を実施し決定してください
 - 尚、その費用は、地盤補強工事会社様にてご負担ください（工事請負金額に含めるなどご対応をお願いします）
 - ・表層地盤改良は、特定非営利活動法人住宅地盤品質協会発行の「住宅地盤の調査・施工にかかわる技術基準書」に従って設計計算書を作成してください
 - 作成できない場合は、当団体より計算用ファイル（エクセル）をご提供いたします

2. 地盤改良工事施工中

- 地盤補強工事を施工時、必ず現場監督を置き、携帯電話等の連絡手段を講じて不測の事態が発生した際は、速やかに地盤改良工事発注者と当団体に連絡してください

3. 地盤改良工事施工完了後

- 地盤補強工事完了後、2週間以内に地盤改良工事報告書3部を作成し、2部を地盤改良工事発注者へ、1部を当団体にご郵送いただくか、PDF ファイルをメール等にてお送りください

4. 注意事項

- 明らかな故意・重過失による施工の瑕疵が判明した場合、当団体と協議の上地盤補強工事のやり直しや沈下修復工事の費用をご負担いただくことがあります

5. ご加入期間

- ご加入期間は自動更新となります
 - 退会について
- 当団体の地盤保証案件に於いて協賛会員加入者様が工事施工を行った案件は加入者様が被保険者となります
加入者様の自社施工案件の保証期間が全て満了となった際に退会が原則可能となります

特定非営利活動法人 住宅地盤診断センター 協賛会員申込書

別紙協賛会員申込案内を確認した上で特定非営利活動法人住宅地盤診断センターへの登録を申し込みます

お申込日： 年 月 日

ご登録申込会社名	印
ご住所	
代表者様名	
ご担当者様	
連絡先電話番号	
メールアドレス	

送付先：【FAX】03-3947-7675

【E-mail】hoshou@vic-ltd.co.jp

お問い合わせ：〒113-0021 東京都文京区本駒込 6-20-4

NPO 住宅地盤診断センター事務局 03-5395-5023